

令和元年 12 月 24 日
食料産業局バイオマス循環資源課

「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業」Q&A

Q1：どのような事業なのか。

A:

- ・本事業は、家畜排せつ物処理の円滑化・高度化のため、家畜排せつ物等を活用したバイオマスプラント（例：バイオガス発電施設）の導入等を支援するものです。
- ・これにより、家畜排せつ物処理の省力化等を進め、畜産・酪農経営のスマート化を後押しするものです。

Q2：応募にあたっての要件は何か。

A:

- ・応募にあたっては、以下を要件としています。
 - ① エネルギー利用と肥料利用の複合利用に取り組むこと
 - ② エネルギーの地産地消（※Q4参照）に取り組むこと
 - ③ 生産コストの削減等により、経営の生産性・収益力の向上を実現すること

Q3：事業実施主体は何か。

A:

- ・事業実施主体としては、主に以下が想定されます。
 - ① 畜産を営む者
 - ② 農業者の組織する団体（農業協同組合 等）
 - ③ 地方公共団体
- ・上記以外でも事業実施主体となることができます。詳細は、公募要領（第4 応募団体の要件）をご参照ください。

Q4：エネルギー地産地消とは何か。

A：

- ・エネルギーの地産地消とは、以下に該当する取組とします。

(発電する場合) 《①自家消費型、②地域活用型》

① 自家消費型

- ・営農面(搾乳機、送風機等)で必要となる電気の一定程度を賄う取組とします。
- ・例えば、バイオガスプラントを動かすための電気(前処理、発酵槽、水処理等)としての利用のみの場合、営農面で必要な電気では無いため、自家消費としては不十分です。

② 地域活用型

- ・FITを活用せず、自営線や系統線の活用により、地域内(地域新電力等)へ電気を供給する取組を支援対象とします。(FIT活用する場合は、「Q11」を参照)
- ・加えて、停電時等においても、電力供給可能な構造になるよう考慮してください。

(発電しない場合) 《①熱利用、②ガス利用》

① 熱利用の場合

- ・ボイラーの導入等により、発電機を導入せず、熱利用のみで取組を行う場合、暖房や温水供給等により、営農で役立つ取組を支援対象とします。
- ・さらに、地域の公共施設等に熱供給するような取組も支援対象となります。

② ガス利用の場合

- ・バイオガスを都市ガス会社等に販売し、地域に供給する取組については、支援対象となります。
- ・なお、バイオガスを別会社に販売し、別会社がFIT売電する場合は、支援対象外となります。

- ・なお、電気・熱・ガス以外(例えば、水素利用等)の取組は、経済性、継続性等の観点から、現時点で実用化段階とは言えないことから、支援対象外としています。

Q5：乳牛や肉用牛以外の畜産バイオマスも対象になるのか。

A：

- ・本事業は、肉用牛・酪農における生産基盤強化を主眼として実施するものです。
- ・他方、TPP 大綱等に基づく家畜排せつ物の円滑化・高度化のため、その他の畜産バイオマスについても応募が可能です。

Q6：バイオガスプラント（メタン発酵処理）以外の技術も対象となるのか。

A：

- ・バイオガスプラント以外の技術でも、家畜排せつ物処理の円滑化に貢献する技術であれば、対象となります。
- ・ただし、Q2 で記載した要件をクリアする必要があります。

Q7：自家消費しなければいけない割合に決まりはあるか。

A：

- ・Q4 のとおり、バイオガスプラント等で発生した電気を「営農面」で活用することが前提です。
- ・具体的な割合について、規定は設けていませんが、採択時において「形だけ」の地産地消となっていないかは審査の際、十分考慮させていただきます。

Q8：家畜排せつ物以外の原料（食品廃棄物等）を投入しても良いか。

A：

- ・家畜排せつ物に食品廃棄物等を混合することで、バイオガス発生量を増加させる効果があるため、本事業においても、食品廃棄物等を混合することは可能とします。
- ・他方、本事業は、家畜排せつ物処理の円滑化による酪農・畜産の生産基盤強化を目的とするものであり、食品廃棄物の処理・利活用が主目的となることがないよう、「5割以上(重量ベース)」を家畜排せつ物由来の原料としてください。

Q9：水処理施設は補助対象施設となるか。

A：

- ・本事業は、エネルギーと肥料等による複合利用を要件（Q2 参照）としているとおり、副産物（堆肥、消化液等）を有効利用することを前提としています。
- ・このため、消化液の一部を利用できず水処理する場合、水処理施設については、補助対象外としています。

Q10：「畜産・酪農のスマート化」とは何を進めればよいか。

A：

- ・本事業は、ロボット、IoT、AI等の先端技術を活用し、酪農・畜産経営のスマート化を図る経営体において、スマート化により、新たに創出される電力需要に応えるバイオガспラント等の導入を支援すること目的としています。
- ・このため、事業実施計画において、こうした畜産・酪農のスマート化に関する経営方針を明記してください。（採択に当たっての参考とします。）
- ・また、他の計画と整合させながら取組を進めてください。

Q11：FITを利用する場合、対象となるのか。

A：

- ・本事業は、ロボットやIoT等の先端技術の活用によるスマート化を実施する経営体に対し、自家消費を基本として、エネルギーの地産地消を推進するものです。FITを活用した全量売電は本事業の対象外です。
- ・他方、自家消費した上で、FITで余剰売電する場合、一定のモデル性は認められることから、FIT認定施設以外の周辺施設（受入施設、貯留施設、熱利用施設）については補助対象とします。ただし、あくまでも施設内で徹底的に自家消費をすることを条件とします。

Q12：集合型プラントを設置したい場合、本事業は利用可能か。

A：

- ・本事業において、複数農家が共同した集合型プラントを整備する場合、以下の場合は支援対象となります。
 - ① 発電して、周辺の酪農・畜産農家や公共施設等への電力供給によりエネルギー地産地消する場合（プラントを動かすための自家消費のみは不可）
 - ② 発電せず、ガス・熱利用により、エネルギーの地産地消を実現する場合
- ・また、集合型プラントにおいても、関係する畜産・酪農経営において、
 - ① エネルギーと肥料との複合利用を進めることや、
 - ② 畜産・酪農経営のスマート化を進めることが必要となります。

Q13：ソフト事業のみの実施は可能か。

A：

- ・ソフト事業のみの実施は不可です。
- ・他方、施設整備を前提として、調査・施設設計を行う場合については本事業の対象とします。
- ・なお、本事業は、補正予算として実施するものであり、毎年度講ずるものではありません。

Q14：成果目標の設定はどうすればよいか。

A：

- ・本事業の成果目標の達成期間は5年間（施設整備後の次年度以降5年後）とします。
- ・また、成果目標は、「生産性向上（5%以上）」に関する目標として、以下のいずれかを達成できるよう設定してください。
 - ① 生産コストの削減
 - ② 販売額の増加
 - ③ 農業所得又は営業利益

Q15：計画が採択されれば申請額の全額が補助されるのか。

A：

- ・予算の範囲内でなるべく多くの取組を支援する趣旨から、事業採択後、交付要望額を踏まえ、配分額を調整します。
- ・このため、一部、減額して交付する可能性がありますのでご了承ください。

Q16：事業完了後にFITに接続することとなった場合、補助金返還となるのか。

A：

- ・施設整備後、耐用年数期間内にもかかわらず、FIT接続した場合は、交付目的に反した使用となるため、財産処分手続きが必要となります。
- ・このため事業後にFIT接続を検討する場合には速やかに国にご報告下さい。